

議案第38号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を
制定するについて

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を、次のとおり改正す
るものとする。

令和6年6月13日提出

宇治市長 松村淳子

宇治市条例第　　号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

宇治市個人番号の利用に関する条例（平成27年宇治市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項本文中「、法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「、特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項」に、「の利用」を「又は前項の規定による利用特定個人情報の利用」に、「当該特定個人情報」を「当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1中

「

を

市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
----	------------------------------

」

「

に

市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

」

改める。

別表第2中「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる事務」を「法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人情報として法第19条第8号の主務省令で定められたもの」に、

「を」

市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの
----	------------------------------	---

」

「に」

市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの
市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び別表第2の改正規定（「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる事務」を「法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人情報として法第19条第8号の主務省令で定められたもの」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務の追加等に伴い、所要の改正を行うものであります。